

福岡県公報

平成二十年四月七日
第二千八百七号
増刊 ①

目次

規 則 (第四十号)

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規

則 (高齢者支援課) …………… 一

規 則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、こゝに公布する。

平成二十年四月七日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第四十号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成五年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項」に、「の介護職員」を「並びに障害者自立支援法に規定する地域活動支援センター及び障害者支援施設において、その主たる業務が介護等である従業者」に改め、同表三の項中「寮母」を「介護職員」に改め、同表五の項中「(平成十七年法律第二百二十三号)」及び「同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。」を削り、「行動援護又は外出介護」を「、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援(重度障害者等包括支援において提供される

場合を含む。)又は療養介護」に、「の従業者で、その主たる業務が介護等である者」を「において、その主たる業務が介護等である従業者及び当該事業所の長」に改め、同表六の項を削り、同表七の項中「訪問介護員」を「訪問介護員等」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項を七の項とし、九の項から一一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表一二の項中「小規模多機能型居宅介護をいう」及び「介護予防小規模多機能型居宅介護をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項を同表一一の項とし、同表一三の項中「認知症対応型共同生活介護をいう」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項を同表一二の項とし、同表一四の項を同表一三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

一四 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)(又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))を行う介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員及び当該施設の長が行う業務

別表第一中二〇の項を削り、二一の項から二六の項までを一項ずつ繰り上げ、二五の項の次に次の一項を加える。

二六 「地域生活支援事業の実施について」(平成十八年八月一日障発〇八〇一〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく移動支援事業、身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業又は経過的デイサービス事業を行っている施設において、その主たる業務が介護等の業務である職員(訪問入浴サービス事業の介護職員を含む。)及び当該施設の長が行う業務

別表第一中二七の項を削り、二八の項から三〇の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の二の項中「平成十七年二月十四日雇児発第〇二二四〇〇三号」を「平成十九年一月二十三日雇児発第〇二二三〇〇二号」に改め、同表九の項中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を加え、同表一〇の項から一三の項までを削り、同表一四の項中「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」を「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同項を同表一〇の項とし、同表一五の項中「精神保健福祉センター運営要領について」(平成八

年一月十九日健医発第五十七号)に規定する」を削り、同項を同表一一の項とし、同表一六の項を削り、同表一七の項から二一の項までを五項ずつ繰り上げ、同表二二の項から二四の項までを削り、同表二五の項を同表一七の項とし、同表二六の項を同表一八の項とし、同表二七の項中「並びに」を「」に改め、「並びに指定介護療養型医療施設において」を削り、「に規定する介護支援専門員」の下に「指定地域密着型サージャビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十四号)に規定する生活相談員及び介護支援専門員並びに当該施設の長を加え、同項を同表一九の項とし、同表二八の項を同表二〇の項とし、同項の次に次の八項を加える。

<p>二二 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設において、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第七十七号)に規定する生活支援員及びサービス管理責任者並びに当該施設の長が行う業務</p>	<p>二二 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターにおいて、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第七十五号)に規定する指導員及び当該施設の長が行う業務</p>	<p>二三 障害者自立支援法に規定する福祉ホームにおいて、「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第七十六号)に規定する管理人及び当該施設の長が行う業務</p>	<p>二四 障害者自立支援法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設において、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)の規定による改正前の「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成十五年厚生労働省令第二十一号)に規定する生活支援員及び「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和四十七年七月二十二日社更第百二十八号厚生省社会局長通知)に規定する指導員並びに当該施設の長が行う業務</p>	<p>二五 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設において、整備省令の規定による廃止前の「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」(平成十二年厚生省令第八十七号)に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに管理人が行う業務</p>	<p>二六 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設において、整備省令の規定による廃止前の「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基</p>
--	--	--	--	---	---

<p>二七 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)において、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第七十四号)に規定する生活支援員及びサービス管理責任者並びに当該施設の長が行う業務</p>	<p>二八 障害者自立支援法に規定する相談支援事業を行う施設において、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第七十三号)に規定する相談支援専門員及び当該施設の長が行う業務</p>
--	--

別表第二の三〇の項中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改め、同項ウを削り、同項キ中「児童福祉法第六条の二第八項」を「障害者自立支援法」に改め、同項クを同項クとし、同項力を同項キとし、同項才中「地域福祉権利擁護事業実施要領」を「日常生活自立支援事業実施要領」に改め、同項才を同項力とし、同項工を同項才とし、同項ウを同項工とし、同項イの次に次のように加える。

ウ 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う介護保険法施行規則に規定する適合高齢者専用賃貸住宅において、生活相談員及び計画作成担当者並びに当該施設の長が行う業務

別表二の三〇の項ツ中「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」を「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同項テ中「障害者デイサービス」を「重度障害者等包括支援、共同生活介護」に改め、同項トを次のように改める。

ト 「地域生活支援事業の実施について」(平成十八年八月一日障発第〇八〇一〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、経過的就業サービス事業、経過的精神障害者地域生活支援センター事業又は精神障害者退院促進支援事業を行う施設において、相談援助業務を行っている専任の職員及び当該施設の長が行う業務

別表二の三〇の項中ナ及びニを削り、ヌをナとし、ネをニとし、ノをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 指定小規模多機能型居宅介護若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は

指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設において、介護支援専門員及び当該施設の長が行う業務

ノ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設において、生活相談員及び介護支援専門員並びに当該施設の長が行う業務

別表二の三〇の項三中「第十二号」を「第十三号」に、「マ」を「ミ」に改め、同項ミを同項ムとし、同項マを同項ミとし、同項ホ中「ホームレス総合推進業務」を「ホームレス総合相談推進業務」に改め、同項ホを同項マとし、同項ヘを同項ホとし、同項フ中「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成十三年五月二十五日老発第 二百十三号厚生労働省老健局長通知）を「地域支援事業の実施について」（平成十八年六月九日老発第〇六〇九〇〇一号厚生労働省老健局長通知）に、「高齢者住宅等安心確保事業」を「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」に、「や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）による」を「」に、「及び高齢者円滑人居賃貸住宅（登録住宅）」を「高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅」に改め、同項フを同項ヘとし、同項ヒを同項フとし、同項ハの次に次のように加える。

ヒ 介護保険法に規定する介護予防支援事業を行っている事業所において、担当職員及び当該事業所の長が行う業務

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十九年四月一日以降福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例第三条に規定する貸与契約を締結する者から適用する。

3 この規則の施行前に修学資金の貸与を受け、改正前の別表第一又は別表第二の業務（以下「改正前の業務」という。）に従事している者で、この規則による改正により業務が異なることとなるものについては、改正前の業務に従事していた期間は改正後の別表第一又は別表第二の業務に従事していた期間とみなす。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）